

住民税非課税世帯に対する
「令和5年度川崎市物価高騰対策給付金（7万円）」のお知らせ
～1月25日（木）から郵送にて「支給のお知らせ」等を発送します～

物価高に切実に苦しんでいる低所得世帯（令和5年度住民税非課税世帯）に対し、1世帯当たり7万円を給付するため、1月25日（木）から郵送により「支給のお知らせ」等を発送します。

1 対象世帯

令和5年12月1日（基準日）において、川崎市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯（住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く）。

2 給付額

1世帯当たり7万円（1回限り）

3 申請期限

令和6年4月30日（火）

【電子申請：午後11時59分まで／郵送申請：午前9時まで（川崎港郵便局留必着）】

4 手続方法

(1) 市から「支給のお知らせ」を送付（原則、返信不要）

○支給要件に合致していると思われ、電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金（3万円）を世帯主の口座で受給した世帯

*2月26日（月）に入金手続を実施します。なお、電子申請により、早期の入金を希望された方には2月16日（金）に入金手続を実施します。

(2) 市から「確認書」を送付（返信必要）

○支給要件に合致していると思われ、市が世帯主の振込口座情報を保有していない世帯等
*事務センターに書類到着後、振込まで4～8週間程度かかる見込みです。

(3) 自ら「申請書（電子申請を含む）」を市へ提出

○本市では対象世帯として抽出できない世帯

市から「支給のお知らせ」も「確認書」も届かない世帯であっても、DV等により住民票を移さず川崎市に避難している世帯、令和5年1月1日以降に複数回転居された方や海外から転入した方等は、支給対象となる場合があります。この場合、2月上旬以降に市ホームページから「電子申請」を行うか、「申請書」をダウンロードし、市へ提出いただくことが必要です。いずれも困難な場合には、川崎市物価高騰対策給付金コールセンターへ、お問い合わせください。

*申請書の受付後、振込まで4～8週間程度かかる見込みです。

5 問合せ先

川崎市物価高騰対策給付金コールセンター

連絡先：0120-710-320（フリーダイヤル）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日除く。）

*本給付金制度の詳細については、市ホームページを御確認ください。

『令和5年度川崎市物価高騰対策給付金の受給手続について』

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000156110.html>

【問合せ先】川崎市健康福祉局総務部
価格高騰支援給付金担当 長井担当
電話：044-200-1436